

別表八（三）付表の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が令第119条の3第11項（移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があった場合の1単位当たりの帳簿価額の算出の特例）（令第119条の4第1項後段（評価換え等があった場合の総平均法の適用の特例）においてその例による場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が令和2年改正前の法（以下「令和2年旧法」といいます。）第81条の3第1項（個別益金額又は個別損金額）（令和2年6月改正令附則第2条第2項（法人税法施行令等の一部改正に伴う経過措置の原則）の規定によりなおその効力を有するものとされる令和2年6月改正前の令（以下「令和2年改正前令」といいます。）第119条の3第8項（移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があった場合の1単位当たりの帳簿価額の算出の特例）（令和2年改正前令第119条の4第1項後段（評価換え等があった場合の総平均法の適用の特例）においてその例による場合を含みます。）の規定により令和2年旧法第81条の3第1項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合に限ります。）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。
- 2 「4」から「8」までの各欄は、令第119条の3第10項第2号イに規定する利益剰余金期中増加及び期中配当等があった場合には、記載しません。
- 3 「特定支配日から対象配当等の額に係る決議日等の属する他の法人の事業年度開始の日の前日までの間に当該他の法人の株主等が受けた配当等の額に対応して減少した当該他の法人の利益剰余金の額の合計額5」及び「特定支配日から対象配当等の額に係る決議日等の属する他の法人の事業年度開始の日の前日までの間に当該他の法人の株主等が受けた配当等の額に対応して減少した当該他の法人の利益剰余金の額の合計額13」の各欄は、令第119条の3第11項第2号に掲げる金額を記載します。
- 4 「他の法人の特定支配日前に最後に終了した事業年度の貸借対照表に計上されている利益剰余金の額6」及び「他の法人の特定支配日前に最後に終了した事業年度の貸借対照表に計上されている利益剰余金の額14」の各欄は、令第119条の3第10項に規定する他の法人の同項第1号に規定する特定支配日の属する事業年度が当該他の法人の設立の日の属する事業年度である場合には、その設立の時の貸借対照表に計上されている利益剰余金の額を記載します。
- 5 「小計18」の記載に当たっては、令第119条の3第10項第2号ハ(2)に掲げる場合以外の場合には、「(15)-(14)+(16)」を消します。
- 6 令第119条の3第14項又は第15項（令第119条の4第1項後段においてその例による場合を含みます。）の規定の適用がある場合には、令第119条の3第14項第1号ロ若しくは第2号ロ又は第15項第1号の規定により同条第10項第2号ハに掲げる金額に加算され、又は減算される金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。